

2. 審議事項1)2014(平成26)年度事業計画並びに収支予算について(案)

(2014.04.01～2015.03.31)

事業目標

- I 会則に基づく組織化の推進と財政健全化の確立
- II 地区支部同窓会活動の活性化推進
- III 母校支援のための歴史継承事業創設
- IV 2015年度「酪農学園同窓会」への統合準備

I 会則に基づく組織化の推進と財政健全化の確立

1. 会則に伴う関連諸規程等の整備(継続)

- 1) 地区支部の設置推進と地区支部会長の選任推進。
- 2) 会則上の北海道地区支部の区割の見直し。

2. 財政健全化方策の検討(継続)

- 1) 地区支部の通信連絡費等の軽減の助成実施。
- 2) 地区支部活動費の助成実施
- 3) 地区支部会長の旅費交通費の一部助成実施

3. 大学同窓会校友会との業務統合

- 1) 大学校友会と地区支部活動業務を統合。

4. 会員情報の管理(継続)

- 1) 卒業生名簿管理のため追跡調査の実施。

5. 学校法人酪農学園との懇談会開催(継続)

総会時に学校法人酪農学園役員との懇談会を開催。

6. 同窓生講演会の開催(継続)

ホームカミングデー時に、同窓生講演会を開催。

7. 生涯学習講座事業の実施(継続)

- 1) 卒後の生涯学習講座事業への支援実施。

8. 新卒者への記念品の贈呈(継続)

- 1) 新卒者に対して、記念品の贈呈。(大学校友会、高校同窓会等で実施)

9. 同窓会報の発行等(継続)

- 1) 「学園だより」を活用した同窓会開催案内の告知。
- 2) 同窓会だより「NEWS LETTER」の継続発行。

10. 同窓会ホームページの管理(継続)

- 1) WEBの双方向性を活用、同窓会と会員との連携を深めるサイトとしての役割の確立。
- 2) 行事予定を一元化し情報の共有化を推進。

11. 大学卒業生への案内告知の追加(新規)

- 1) 2013年度からの大学卒業生に e-mail が付与されたため、各種案内でメールによる配信推進。

12. 同窓会奨励賞の設置検討(継続)

- 1) 2015年度以降に同窓会奨励賞等を設置する方向で検討したい。

13. 同窓生への求人情報の提供(継続)

- 1) 就職部と連携し、同窓生に求人情報を提供。

II 地区支部同窓会活動の活性化推進

14. 支部同窓会会長会議(地区別)の開催(新規)

- 1) 地区・支部活動推進に向けて、地区・支部間の情報交換を行うため、支部会長会議を開催。

15. 地区・支部同窓会等への支援(継続)

- 1) 長期活動休止支部への積極的な働きかけを行い、支部活動の活性化を計画。
- 2) 新支部の設立に向けての支援。
- 3) 地区・支部企画行事への支援。
- 4) クラブOB会、研究室等OB会、教員OB会、同期会等への支援。

16. 東日本大震災に対する支援(継続)

- 2) 被災者支援ボランティア経験者等同窓生等のネットワークを整備したい。

III 母校支援のための歴史継承事業を創設

17. 同窓生会館内の復元教室を活用した生涯学習講座やギャラリーの検討(新規)

- 1) 同窓生会館内復元教室を利用し、後援会、貴農同志会等と共催して、同窓生、学園関係者、市民向け生涯学習講座の企画。
 - 2) OB写真展や絵画展等ギャラリーの開設の検討。
 - 3) 短大IIコースの歴史継承のための記念誌編纂を計画

2014年度 一般会計収支予算書(案)

自 2014年4月 1日

至 2015年3月31日

科 目	1 3 予算額(A)	1 3 決算額(B)	1 4 予算額(C)	増減 (C-B)	備 考
単位同窓会負担金	957,374	957,374	957,374	0	単位同窓会
大学短大住所管理負担金	500,000	500,000	500,000	0	大学
酪農学園助成金	2,100,000	2,100,000	2,100,000	0	法人
生涯学習講座開設助成金	350,000	350,000	0	-350,000	後援会より助成
酪農学校学籍管理受託金	500,000	500,000	500,000	0	法人より業務受託
受取利息金	1,000	366	1,000	634	
特別会計より繰入	2,000,000	1,000,000	1,000,000	0	
雑収入	15,000	0	0	0	祝金
校友会地区支部助成金	1,622,250	1,619,379	5,614,250	3,994,871	通信費、旅費交通費
当年度収入計 (A)	8,045,624	7,027,119	10,672,624	3,645,505	
前年度繰越金	1,803,485	1,803,485	1,387,596	-415,889	
収入合計 (B)	9,849,109	8,830,604	12,060,220	3,229,616	
職員人件費	0	0	0		
事務処理業務委託費	2,050,000	2,046,989	2,050,000	3,011	業務委託料
運営費	4,330,000	2,756,190	3,330,000	573,810	
消耗品費	130,000	181,390	130,000	-51,390	事務用品等
消耗器具費	0	0	0	0	
光熱水費	300,000	317,389	300,000	-17,389	電気・灯油・下水道
旅費交通費	3,000,000	1,180,482	2,000,000	819,518	総会・地区総会等
通信費	100,000	182,165	150,000	-32,165	電話・切手
印刷製本費	200,000	287,836	150,000	-137,836	コピー等
会議費	100,000	103,934	100,000	-3,934	役員会・交流会等
雑費	500,000	502,994	500,000	-2,994	慶弔・地区立上等
住所等調査費	50,000	20,450	50,000	29,550	卒業生住所追跡
生涯学習講座運営費	750,000	1,000,000	1,000,000	0	講座運営経費等
特別会計繰入金	0	0	0	0	
校友会地区支部助成金	1,622,250	1,619,379	5,614,250	3,994,871	通信費、旅費交通費
予備費	1,046,859	0	15,970	15,970	
当年度支出計 (C)	9,849,109	7,443,008	12,060,220	4,617,212	
当年収支差額 (A-C)	-1,803,485	-415,889	-1,387,596	-971,707	
次年度繰越金 (B-C)	0	1,387,596	0	-1,387,596	

2014 年度 特別会計収支予算書

自 2014 年 4 月 1 日

至 2015 年 3 月 31 日

科 目	13 年予算額 (A)	13 年決算額 (B)	14 年予算額 (C)	増 減 (C-B)	備 考
前年度繰越金	5,809,163	5,809,163	4,810,321	-998,842	
一般会計繰越金	0	0	0	0	
寄付金	0	0	0	0	
受取利息金	2,000	1,158	1,000	-158	
収入合計	5,811,163	5,810,321	4,811,321	-999,000	
基金取崩	2,000,000	1,000,000	1,000,000	0	一般会計へ繰入
支出合計	2,000,000	1,000,000	1,000,000	0	
次年度繰越金	3,811,163	4,810,321	3,811,321	-999,000	

審議事項 2) 組織財務検討委員会答申に基づく検討原案 (組織問題)

具体的方策

・組織財務全般について

- 1) 高等学校、短期大学部、大学同窓会校友会の3単位同窓会は、組織、財政を含めて仮称「酪農学園同窓会」に2015年度に向けて統合をめざす。
- 2) 大学同窓会校友会、短大同窓会の事業活動に伴う業務運営を同窓会連合会事務局に移管していく。高等学校同窓会については可能なものから移管していく。
- 3) 同窓会事務局は、学園との協議し学校法人酪農学園内に(仮称)「事務センター」として位置付け、同窓会に係る業務運営全般を担当する方向で取進めたい。

・現行会則の問題点について (会則改定案参照)

2015年以降に以下の条項について会則改訂を検討する。

- 1) 設立当初の「目的」にそぐわない部分についての字句の加筆。
⇒会則の目的に字句を追加した。
- 2) 「代議員」の定数については財政基盤の確定後に現行の暫定運用を修正する。
なお、会員数の多い地区での「比例制」導入も合わせて検討する。
⇒財政基盤が安定するまでは現状どおりとしたい。
- 3) 会長の「任期」については以下のとおりとしたい。
- 4) ⇒役員の任期を現行2年から3年に改め、3期までとしたい。
⇒会則改訂の実施時期(2015年度)より適用したい。
- 5) 「常務理事」について、事務局長との分掌の違いが明確でないため削除したい。
⇒会則改訂の実施時期(2015年度)より適用したい。

*2013年度理事会において指摘のあった会則にない運用部分も考慮した。

①関東甲信越地区理事について会則1名枠

に対し2名選出されている。

⇒関東甲信越の会員数を考慮し、2名枠を成文化したい。

②連合会事務局長の理事枠は会則上にない。

⇒会則改訂の実施時期(2015年度)より会則どおりとし、理事枠からはずしたい。

・地区支部同窓会強化方策について (別紙参照)

- 1) 会則に基づく地区支部設置を推進する。
- 2) 12地区同窓会の組織強化を図る
- 3) 通信連絡費等支部活動費助成支援強化を早急に進めたい。
- 4) 学生生徒募集への支援協力の推進。
- 5) 学生生徒の就職活動の支援協力の推進
- 6) 卒業生と地区支部との交流支援の推進

*地区支部同窓会強化方策として、財政問題における支援方策を次頁に示した。

組織財務検討委員会答申に基づく検討原案（財務問題）

はじめに

高等学校、短期大学、大学の3同窓会の組織財務の統合「酪農学園同窓会を志向」を検討している中で、柱となるのは2009年に制定された新会則であり、これを基本として開かれた同窓会づくりを目標に再構成していきたい。校友会等の協力により地区支部活動充実のための予算化を進めていく中で以下の内容を骨子として推進したい。

全国12地区75支部（道内支部数は支部多少統合のため減少が予想されている）の構成の中で、核となるのは地区（ブロック）である。そのため地区会長の位置づけが重要であり、12地区が当該所属の支部同窓会活動を掌握して、理事会での報告義務をもつような運営形態を目指したい。

具体的には、当面の間、財政基盤のなく自己負担となっている地区会長の地区内総会等の旅費交通費は本部負担としたい。また地区会長が主催する支部長会議についても財政上可能な限り本部負担を進めていきたい。

（将来的には関東甲信越地区のように地区支部が独立運営できることを目標とし、本部からの地区支部活動費助成により旅費交通費も支出できるように財政基盤を安定させたい。）

支部活動支援については、75支部への支部活動費助成として（会員一人当1000円）助成金支出を設定したい。（総会資料等の出席者名簿等を根拠に支出予定）

その他については支部独自会費の設定等をお願いし、支部運営は現行どおり独立したものとして自由な同窓会活動を展開していただき、地区の活性化の方向に繋げていっていただきたい。

予算配分の具体的な取り進めについては、（仮称）予算委員会を設置し、各单位同窓会会長、事務局、会計、地区会長の中の代表者より執行ルール

を策定して理事会・代議員総会等の組織決定を経て2014年度から執行することとしたい。

I. 予算執行に関する運営方針

1. 会議運営方針

- 1) 本部運営の単独理事会は年1回開催（4月 or 9月）
- 2) 本部運営の理事・代議員総会は年1回（5月下旬（学園理事評議員会翌日））
- 3) 地区総会は原則年1回とし、会場となる支部の総会を兼ねていただきたい。
- 4) 地区総会には本部長および学園役員の出席をお願いしていきたい。
- 5) 支部総会は基本的には会則により実施運営する。本部長や役員については、支部からの要請等に応じて出席することとしたい。
- 6) 原則としては、支部内（県内等）の総会に関しての旅費交通費は本部からの支出対象としない。

II. 支出経費を予定している関連項目

1. 本部事業支出項目

- 1) 地区支部総会等に係る通信運搬連絡費（実費助成）
- 2) 理事会および代議員会出席に係る役員および代議員の旅費交通費（実費助成）
- 3) 会長および代理等の地区(支部)総会に係る旅費交通費（実費助成）
- 4) 本部事業の会場費(総会等飲食付は不可)や通信費等必要経費となる活動費（実費）
- 5) 地区支部の要請による研修会における恩師(貴農同志会会員)の講師旅費交通費
- 6) 全国地区会長支部長会議の開催に伴う旅費交通費（検討事項）

2. 地区事業支出項目（＊は新規）

- 1) 地区総会等に係る本部会長の旅費交通費（実費助成）
- 2) 地区会長の他支部総会(他県)への旅費交通費（実費助成）（新規）**
- 3) 地区総会への支部長の旅費交通費（支部長会議開催含）（実費助成）（新規）**
- 4) 地区総会連絡等活動に係る通信連絡費（実費助成）
- 5) 地区事業において会場費(総会等飲食付は不可)等必要経費となる活動費（実費助成）
- 6) 地区事業への活動費の助成（会員一人当たり1000円の助成金）（新規）＊
- 7) 前年度活動実績報告等による助成が適正と認められる項目
ex.事業実施に伴う必要経費（会場費(総会等飲食付は不可)、印刷製本費、消耗品費）
**地区の財政基盤安定期間3カ年を目途とし、個人負担で対応している部分に助成

3. 支部事業支出項目（＊は新規）

- 1) 支部活動に係る通信連絡費（実費助成）
- 2) 支部事業において会場費(総会等飲食付は不可)等必要経費となる活動費（実費助成）
- 3) 支部長の地区総会出席の旅費交通費（支部長会議開催を含む）（新規）**
- 4) 支部事業への活動費の助成（会員一人当たり1000円の助成金）（新規）＊
- 5) その他、支出が妥当と本部会長が判断するもの
**支部の財政基盤安定期間3カ年を目途とし、個人負担で対応している部分を助成、

○組織統合に向けての基本的な考え方

○現状報告

現在、同窓生に係る住所管理は同窓会事務局で一元化され、単位同窓会や地区支部同窓会、同期会、研究室・部活OB会等開催のため、宛名シールや名簿の提供が行われている。

○また、同窓会開催に伴う助成金交付や返信はがきによる出欠管理等も単位同窓会や地区支部同窓会開催において活用され、活動内容は同窓会ホームページ等で公開されている。

○2015年度からの同窓会組織統合に向けて、各単位同窓会（高校、短大、大学）の財政統合も同時に進めていくことを志向する（高校同窓会は環境が整い次第統合する）。

○具体的には現在の高校同窓会、短大同窓会、大学同窓会校友会、同窓会連合会を「酪農学園同窓会」として組織統合する。

そのため単位同窓会毎に開催していた年次総会も実質的には一本化していく。

役員や会則も段階的に整理し、予算・決算報告等についても2015年度から一本化していく。2014年度は会則改定も含めてその準備期間として位置付ける。

○現在は高校同窓会や大学同窓会校友会は学生生徒から同窓会費を徴収し、各単位同窓会で会費管理を行ってきた。

今後は「酪農学園同窓会」で会費管理を含めて収入、支出を一元管理していくこととなります。

「酪農学園同窓会」移行に関して2014年度中に準備を進めることとする。

3. 会則改正について(案) (2012年3月23日改正)

酪農学園同窓会連合会会則

(名称)

第1条 本会は、酪農学園同窓会連合会(以下「本会」という。)と称する。

(事務所)

第2条 本会は、北海道江別市文京台緑町582番地の酪農学園同窓生会館に事務所を置く。

(目的)

第3条 本会は、会員相互の親睦交流と酪農学園の建学の精神を広く社会に啓発し、かつ、自らの実践を図り、併せて酪農学園の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 同窓会会員名簿の作成および整備
- (2) 単位同窓会、地区同窓会および支部同窓会の活動支援
- (3) 同窓会連合会会誌等の発行
- (4) 酪農学園の諸事業への協力および支援
- (5) 各種の研究会または講演会の開催および支援
- (6) その他本会の目的を達成するために必要な事業

(組織)

第5条 本会は、単位同窓会、地区同窓会および支部同窓会で組織する。

(単位同窓会)

第6条 単位同窓会および単位同窓会を構成する学校は、次のとおりとする。

(1) 酪農学園とわの森三愛高等学校同窓会連合会
学校名：北海道酪農義塾、興農義塾野幌機農学校、野幌機農高等学校、酪農学園機農高等学校、酪農学園大学附属高等学校、酪農学園女子高等学校、三愛女子高等学校、とわの森三愛高等学校

(2) 酪農学園大学短期大学部同窓会
学校名：酪農学園大学部、酪農学園短期大学、北海道文理科短期大学、酪農学園大学短期大学部

(3) 酪農学園大学同窓会校友会
学校名：酪農学園大学、酪農学園大学大学院

(2015年5月 日改正案)

酪農学園同窓会則改正案

(名称)

第1条 本会は、酪農学園同窓会連合会(以下「本会」という。)と称する。

(事務所)

第2条 本会は、北海道江別市文京台緑町582番地の酪農学園同窓生会館に事務所を置く。

(目的)

第3条 本会は、単位同窓会、地区支部同窓会会員相互の親睦交流と酪農学園の建学の精神を広く社会に啓発し、かつ、自らの実践を図り、併せて酪農学園の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 同窓会会員名簿の作成および整備
- (2) 単位同窓会、地区同窓会および支部同窓会の活動支援
- (3) 同窓会連合会会誌等の発行
- (4) 酪農学園の諸事業への協力および支援
- (5) 各種の研究会または講演会の開催および支援
- (6) その他本会の目的を達成するために必要な事業

(組織)

第5条 本会は、単位同窓会、地区同窓会および支部同窓会で組織する。

(単位同窓会)

第6条 単位同窓会および単位同窓会を構成する学校は、次のとおりとする。

(1) 酪農学園とわの森三愛高等学校同窓会連合会
学校名：北海道酪農義塾、興農義塾野幌機農学校、野幌機農高等学校、酪農学園機農高等学校、酪農学園大学附属高等学校、酪農学園女子高等学校、三愛女子高等学校、とわの森三愛高等学校

(2) 酪農学園大学短期大学部同窓会
学校名：酪農学園大学部、酪農学園短期大学、北海道文理科短期大学、酪農学園大学短期大学部

(3) 酪農学園大学同窓会校友会
学校名：酪農学園大学、酪農学園大学大学院

(4) 酪農学園短期大学酪農学校同窓会

学校名：野幌高等酪農学校、酪農学園短期大学酪農学校
(地区同窓会)

第7条 地区同窓会は、次のとおりとする。

- (1) 北海道地区 (5地区)
- (2) 東北地区
- (3) 関東甲信越地区
- (4) 中部地区
- (5) 近畿地区
- (6) 中国地区
- (7) 四国地区
- (8) 九州地区

2 地区同窓会を組織する支部同窓会は、別表1のとおりとする。

3 地区同窓会の設置は、理事会の議を経て、代議員会で決定する。

4 地区同窓会会長の選任は、所属地区同窓会で決定する。
(支部同窓会)

第8条 支部同窓会は、別表1のとおりとする。

2 支部同窓会の設置は、理事会の議を経て、代議員会で決定する。

3 支部同窓会会長の選任は、支部同窓会会員の互選による。

(会員)

第9条 本会の会員は、第6条に規定する各単位同窓会の会員とする。

(役員)

第10条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 4名
- (3) 常務理事 1名
- (4) 理事 29名以内(会長、副会長および常務理事を含む。)
- (5) 監事 2名

(理事)

第11条 本会の理事は、29名以内とし、次に掲げる者とする。

- (1) 単位同窓会の推薦による者 17名以内
- (2) 地区同窓会会長 12名以内

(4) 酪農学園短期大学酪農学校同窓会

学校名：野幌高等酪農学校、酪農学園短期大学酪農学校
(地区同窓会)

第7条 地区同窓会は、次のとおりとする。

- (1) 北海道地区 (5地区)
- (2) 東北地区
- (3) 関東甲信越地区
- (4) 中部地区
- (5) 近畿地区
- (6) 中国地区
- (7) 四国地区
- (8) 九州地区

2 地区同窓会を組織する支部同窓会は、別表1のとおりとする。

3 地区同窓会の設置は、理事会の議を経て、代議員会で決定する。

4 地区同窓会会長の選任は、所属地区同窓会で決定する。
(支部同窓会)

第8条 支部同窓会は、別表1のとおりとする。

2 支部同窓会の設置は、理事会の議を経て、代議員会で決定する。

3 支部同窓会会長の選任は、支部同窓会役員の互選による。

(会員)

第9条 本会の会員は、第6条に規定する各単位同窓会の会員とする。

(役員)

第10条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 4名
- ~~(3) 常務理事 1名~~
- (4) 理事 30名以内(会長、副会長および常務理事を含む。)
- (5) 監事 2名

(理事)

第11条 本会の理事は、30名以内とし、次に掲げる者とする。

- (1) 単位同窓会の推薦による者 17名以内
- (2) 地区同窓会会長等 13名以内

(会長および副会長)

第12条 会長および副会長の選任は、理事の互選による。

- 2 会長は、本会を代表して会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した副会長がその職務を代理し、またはその職務を行う。

(常務理事)

第13条 常務理事は、会長が必要と認めた場合に置くことができる。

- 2 常務理事は、会長が指名し、理事会に報告する。

常務理事は、会長および副会長を補佐し、本会の業務を処理する。

(監事)

第14条 監事は、単位同窓会の推薦による者のうちから、代議員の同意を得て、会長が選任する。

- 2 監事は、本会の理事または代議員を兼ねることはできない。
- 3 監事は、理事会および代議員会に出席して意見を述べることができる。
- 4 監事は、本会の業務および財産等の状況を毎会計年度に監査し、その結果を理事会および代議員会に報告する。

(役員任期)

第15条 役員任期は、2年とする。ただし、補欠者および補充者の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。

- 2 役員は、再任されることができる。
- 3 会長の在任は、連続3期または通算6年以内とする。

(会議)

第16条 本会の運営を円滑にするために、次の会議を置く。

- (1) 理事会
- (2) 代議員会
- (3) 特別委員会

(理事会)

第17条 本会に理事をもって組織する理事会を置く。

- 2 理事会は、会長が招集し、その議長となる。

ただし、関東甲信越地区は地域性や会員数を考慮し、理事2名とする。

(会長および副会長)

第12条 会長および副会長の選任は、理事の互選による。

- 2 会長は、本会を代表して会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した副会長がその職務を代理し、またはその職務を行う。

(常務理事) (削除)

第13条 常務理事は、会長が必要と認めた場合に置くことができる。

- 2 常務理事は、会長が指名し、理事会に報告する。

常務理事は、会長および副会長を補佐し、本会の業務を処理する。

(監事)

第13条 監事は、単位同窓会の推薦による者のうちから、代議員の同意を得て、会長が選任する。

- 2 監事は、本会の理事または代議員を兼ねることはできない。
- 3 監事は、理事会および代議員会に出席して意見を述べることができる。
- 4 監事は、本会の業務および財産等の状況を毎会計年度に監査し、その結果を理事会および代議員会に報告する。

(役員任期)

第14条 役員任期は、3年とする。ただし、補欠者および補充者の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。

- 2 役員は、再任されることができる。
- 3 会長の在任は、連続3期または通算9年以内とする。

(会議)

第15条 本会の運営を円滑にするために、次の会議を置く。

- (1) 理事会
- (2) 代議員会
- (3) 特別委員会

(理事会)

第16条 本会に理事をもって組織する理事会を置く。

- 2 理事会は、会長が招集し、その議長となる。

3 理事会は、年1回開催する。ただし、会長が必要と認めた場合、または理事現員の3分の2以上の理事から理事会招集を請求された場合は、臨時に開催することができる。

4 理事会は、理事現員の過半数の出席により開催し、出席理事の過半数により議決する。

5 理事会にあらかじめ書面で意思を表示した者は出席とみなす。

6 理事会で審議または決定する事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 会則の改正
- (2) 会長および副会長の選任
- (3) 事業計画および収支予算
- (4) 事業報告および収支決算
- (5) その他会務の執行に必要な事項

(代議員会)

第18条 本会の最高決議機関として、代議員をもって組織する代議員会を置く。

2 代議員会は、会長が招集し、議長は代議員の互選による。

3 代議員会は、年1回開催する。ただし、会長が必要と認めた場合、または代議員現員の3分の2以上の代議員から代議員会招集を請求された場合は、臨時に開催することができる。

4 代議員会は、代議員現員の過半数の出席により開催し、出席代議員の過半数により議決する。

5 代議員会にあらかじめ書面で意思を表示した者は出席とみなす。

6 代議員会で議決すべき事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 会則の改正
- (2) 理事の選任
- (3) 監事の選任
- (4) 事業計画および収支予算
- (5) 事業報告および収支決算
- (6) その他会務の執行に必要な事項

(代議員)

第19条 本会の代議員は155名以内とし、次に掲げる者とする。

- (1) 単位同窓会の選任による者 32名以内

3 理事会は、年1回開催する。ただし、会長が必要と認めた場合、または理事現員の3分の2以上の理事から理事会招集を請求された場合は、臨時に開催することができる。

4 理事会は、理事現員の過半数の出席により開催し、出席理事の過半数により議決する。

5 理事会にあらかじめ書面で意思を表示した者は出席とみなす。

6 理事会で審議または決定する事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 会則の改正
- (2) 会長および副会長の選任
- (3) 事業計画および収支予算
- (4) 事業報告および収支決算
- (5) その他会務の執行に必要な事項

(代議員会)

第17条 本会の最高決議機関として、代議員をもって組織する代議員会を置く。

2 代議員会は、会長が招集し、議長は代議員の互選による。

3 代議員会は、年1回開催する。ただし、会長が必要と認めた場合、または代議員現員の3分の2以上の代議員から代議員会招集を請求された場合は、臨時に開催することができる。

4 代議員会は、代議員現員の過半数の出席により開催し、出席代議員の過半数により議決する。

5 代議員会にあらかじめ書面で意思を表示した者は出席とみなす。

6 代議員会で議決すべき事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 会則の改正
- (2) 理事の選任
- (3) 監事の選任
- (4) 事業計画および収支予算
- (5) 事業報告および収支決算
- (6) その他会務の執行に必要な事項

(代議員)

第18条 本会の代議員は155名以内とし、次に掲げる者とする。

- (1) 単位同窓会の選任による者 32名以内

(2) 地区同窓会の選任による支部同窓会長 24名以内
(特別委員会)

第20条 本会の重要課題を検討するために、必要に応じて特別委員会を置くことができる。

2 特別委員会は、会長が理事会または代議員会の同意を得て設置する。

(代議員の任期)

第21条 代議員の任期は、2年とする。ただし、補欠者および補充者の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。

2 代議員は、再任されることができる。

(名誉会長)

第22条 本会に名誉会長を置くことができる。

(顧問)

第23条 本会に顧問を置くことができる。

(運営費)

第24条 本会の運営費は、単位同窓会の負担金、寄付金およびその他の収入をもってあてる。

(会計年度)

第25条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 会計年度終了後、2ヶ月以内に決算書を作成し、監事の監査を受けなければならない。

(評議員)

第26条 酪農学園寄附行為第27条1項2号に基づく同窓会推薦の評議員候補者は、本会理事等の互選により選出される。

(事務局)

第27条 本会の運営管理業務を円滑に推進するために事務局を置く。

2 事務局に、会長が指名する事務局長を置く。

3 事務局に、事務局員を置く。

(実施規則)

第28条 本会則に定めるもののほか、本会の運営に関する必要な事項は、理事会の議を経て、代議員会で決定する。

(会則改廃)

第29条 本会則の改廃は、理事会の議を経て、代議員会

(2) 地区同窓会の選任による支部同窓会長 24名以内
(特別委員会)

第19条 本会の重要課題を検討するために、必要に応じて特別委員会を置くことができる。

2 特別委員会は、会長が理事会または代議員会の同意を得て設置する。

(代議員の任期)

第20条 代議員の任期は、3年とする。ただし、補欠者および補充者の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。

2 代議員は、再任されることができる。

(名誉会長)

第21条 本会に名誉会長を置くことができる。

(顧問)

第22条 本会に顧問を置くことができる。

(運営費)

第23条 本会の運営費は、単位同窓会の負担金、寄付金およびその他の収入をもってあてる。

(会計)

第24条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 会計年度終了後、2ヶ月以内に決算書を作成し、監事の監査を受けなければならない。

3. その他 会計に関する規程は別に定める。

(評議員)

第25条 酪農学園寄附行為第27条1項2号に基づく同窓会推薦の評議員候補者は、本会理事等の互選により選出される。

(事務局)

第26条 本会の運営管理業務を円滑に推進するために事務局を置く。

2 事務局に、会長が指名する事務局長を置く。

3 事務局に、事務局員を置く。

(実施規則)

第27条 本会則に定めるもののほか、本会の運営に関する必要な事項は、理事会の議を経て、代議員会で決定する。

(会則改廃)

第28条 本会則の改廃は、理事会の議を経て、代議員会

で決定する。

附則

この会則は、昭和48年6月23日より施行する。

この会則の改正は、昭和62年6月9日から施行する。

この会則の改正は、昭和63年5月30日から施行する。

この会則の改正は、平成3年3月31日から施行する。

この会則の改正は、平成10年5月26日から施行する

この会則の改正は、平成12年5月25日から施行する。

この会則の改正は、平成13年5月25日から施行する。

この会則の改正は、平成15年5月28日から施行する。

この会則の改正は、平成19年5月31日から施行する

この会則の改正は、理事会・評議員会・幹事会決定の日（平成21年5月29日）から施行する。

この会則の改正は、平成24年3月23日から施行する

- 1 この会則施行のとき、現に在任する理事、監事および評議員は、定数等の改正にかかわらず、任期中は引き続き在任する。
- 2 上記に規定する期間は、代議員は理事に、代議員会は理事会に読み替える。

※ 会則改正が議決された後に、会則に則り、

- ・地区同窓会及び支部同窓会の設置を議決するが、理事及び代議員の選任は、現任者の任期満了後となる。
- ・現任理事の任期満了まで、現理事により本会を運営することになる。
- ・役員の責務は、改正会則による。

で決定する。

附則

この会則は、昭和48年6月23日より施行する。

この会則の改正は、昭和62年6月9日から施行する。

この会則の改正は、昭和63年5月30日から施行する。

この会則の改正は、平成3年3月31日から施行する。

この会則の改正は、平成10年5月26日から施行する

この会則の改正は、平成12年5月25日から施行する。

この会則の改正は、平成13年5月25日から施行する。

この会則の改正は、平成15年5月28日から施行する。

この会則の改正は、平成19年5月31日から施行する

この会則の改正は、理事会・評議員会・幹事会決定の日（平成21年5月29日）から施行する。

この会則の改正は、平成24年3月23日から施行する

この会則の改正は、平成27年5月 日から施行する

(附則を削除する。)

- 1 この会則施行のとき、現に在任する理事、監事および評議員は、定数等の改正にかかわらず、任期中は引き続き在任する。
- 2 上記に規定する期間は、代議員は理事に、代議員会は理事会に読み替える。

※ 会則改正が議決された後に、会則に則り、

- ・地区同窓会及び支部同窓会の設置を議決するが、理事及び代議員の選任は、現任者の任期満了後となる。
- ・現任理事の任期満了まで、現理事により本会を運営することになる。
- ・役員の責務は、改正会則による。

4. 審議事項 代議員改選について(案)

氏名	所属
板倉 敏雄	野幌機農高等学校卒
新谷 良一	野幌機農高等学校卒
大川 建雄	野幌機農高等学校卒
上野 秀樹	野幌機農高等学校卒
佐倉 肇	酪農学園短期大学卒
大同 勝則	酪農学園短期大学卒
筒井 静子	酪農学園短期大学卒
川端 幸枝	酪農学園短期大学卒
伊藤 博之	酪農学園短期大学卒
富井 清	酪農学園短期大学卒
賀川 和子	三愛女子高等学校卒
山崎 広子	三愛女子高等学校卒
桂川 育美	とわの森三愛高等学校卒
國松亜衣子	とわの森三愛高等学校卒
加藤 由郎	とわの森三愛高等学校卒
伊藤 俊文	とわの森三愛高等学校卒
小阪 進一*	大学酪農学科卒
中田 和孝	大学酪農学科卒
白倉 敏美	大学農業経済学科卒
加藤 浩	大学農業経済学科卒
野上 良邦*	大学獣医学科卒
南 繁	大学獣医学科卒
米田 保範	大学食品科学科卒
大久保大悟	大学食品科学科卒
西田 智	大学食品流通学科卒
末藤 美哉	大学食品流通学科卒
島田 恵子*	大学環境マネジメント学科卒
永田 真弓	大学経営環境学科卒

吉田 陽平	大学地域環境学科卒
志田 和仁	大学地域環境学科卒
澄川 大輔	大学生命環境学科卒
高松 純奈	大学生命環境学科卒
氏名	所属
村上 隆彦	北海道第1地区(石狩)
藤本 謹也	北海道第1地区(石狩)
井澤 敏郎*	北海道第2地区(道央)
未定	北海道第2地区(道央)
安藤 廣	北海道第3地区(道南)
片桐 哲男	北海道第3地区(道南)
土谷 恒男*	北海道第4地区(道北)
未定	北海道第4地区(道北)
菊地 誠道*	北海道第5地区(道東)
森田 正治*	北海道第5地区(道東)
杉山 篤弥*	東北地区
鈴木 紀男	東北地区
齊藤 達夫	関東甲信越地区
田中 清司*	関東甲信越地区
永井 勝	中部地区
天野 忍	中部地区
向井 裕	近畿地区
澤竹 孝幸	近畿地区
立原 英夫	中国地区
温泉川寛明	中国地区
本田 武	四国地区
横畠 増吉	四国地区
樺木野 昂	九州地区
竹中 勝雄	九州地区

